

# 柘植地域まちづくり協議会規約

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この協議会は、柘植地域まちづくり協議会（以下、「協議会」という）という。

### (目的)

第2条 この協議会は、伊賀市自治基本条例の趣旨に従い、柘植地域を住みよい地域にするため、『柘植地域まちづくり計画』（以下、『まちづくり計画』という）に基づくまちづくりの実践に努めることを目的とする。

### (事業)

第3条 この協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 『まちづくり計画』の策定・改定
- (2) 『まちづくり計画』に基づく事業の実施
- (3) 伊賀市行政あるいは柘植地域各区（12自治会）との協働事業の実施
- (4) 伊賀市と協定を結ぶ「まちづくりに関する基本協定書」に関する業務の実施
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

### (構成)

第4条 この協議会は、次の者をもって構成する（以下、「協議会構成員」という）。

- (1) 柘植地域に在住または在勤する者
- (2) 柘植地域各区（12自治会）
- (3) 柘植地域で活動する団体
- (4) 柘植地域に所在する事業所

## 第2章 役員

### (役員)

第5条 この協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 4名（うち1名は男性又は女性とする。また2名は区長とする。）
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名

2 役員は、協議会構成員の中から総会において選出する。

### (監事)

第6条 この協議会に、監事2名を置く。

2 監事は、協議会構成員の中から総会において選出する。

3 監事は、会の運営及び財務会計の監査にあたる。

### (役員・監事の職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代理する。

3 書記は、協議会の事務を総括する。

4 会計は、協議会の会計事務を行う。

### (役員・監事の任期)

第8条 役員・監事の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (顧問の設置)

第9条 この協議会に、顧問を置くことができる。顧問は、運営委員会において推薦し、総会において決定する。

2 顧問は、会長の求めにより、会の運営について意見を述べることができる。

## 第3章 会議

## (総会)

第10条 総会は、次の者（以下、「総会構成員」という）をもって構成する。

- (1) 各区長
  - (2) 区長が推薦する者
  - (3) 協議会の趣旨に賛同しその活動に参加する者で、運営委員会において確認された者
- 2 総会は、協議会の事業計画、収支予算、事業報告、収支決算、規約の改廃、その他重要事項を審議決定する。
- 3 総会は、毎年1回定期総会を開催する。
- 4 総会は、会長が招集する。
- 5 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。
- 6 会長が必要と認めるとき、あるいは第1項の構成員の半数以上の者から要求があったときは、臨時総会を開催することができる。

## (運営委員会)

第11条 運営委員会は、第5条第1項の者（会長、副会長、書記、会計）、第10条第1項第1号の者（各区長）、第14条第2項の者（各委員会の代表者）第15条第4項の者（各分野別部会の部会長）をもって構成する。ただし、区長・部会長・委員会を代表する者が欠席の場合はそれぞれが指名する者をもって会議を成立させるものとする。

- 2 運営委員会は、総会において諮るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議する。
- 3 運営委員会は、会長が招集する。
- 4 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

## (役員会)

第12条 運営委員会において図るべき事項及び協議会の運営に関する事項を審議するために、月に1回以上、役員会を開催する。

## (12区連絡協議会)

第13条 市行政と協議会及び各区運営に係る事項を審議するために、月に1回以上、12区連絡協議会を開催する。

- 2 12区連絡協議会は、役員代表と12区の各区長をもって構成する。ただし、区長欠席の場合は区長の指名する者をもって会議を成立させるものとする。

## (委員会)

第14条 協議会の目的達成のために、各所管に関わる事項（『まちづくり計画』の内容や事業内容等）を専任する委員会を設置し、審議及び実践・評価を継続的に行う。

- 2 委員会には、委員会を代表する者を置く。また、会の招集は、代表者がこれを行う。
- 3 委員会の構成員は、各委員会で定める。
- 4 代表者は、委員会の活動経過や結果について、会長に報告するものとする。

## (部会)

第15条 協議会の目的達成のために、分野別に部会を置き、各所管に関わる事項（『まちづくり計画』の内容や事業内容等）を審議及び実践・評価をする。その招集は、部会長がこれを行う。

- 2 分野別部会として、次のものを置く。

- (1) 人権同和部会
- (2) 健康福祉部会
- (3) 生活環境部会
- (4) 教育文化部会
- (5) 産業交流部会

- 3 部会は、第10条第1項の者（総会構成員）をもって構成する（以下、「部会構成員」という）。
- 4 部会には、部会長を置く。また副部会長、部会会計等を必要に応じて置くことができる。それらは部会構成員の中から選出する。
- 5 部会長は、部会を代表し会務を総括する。
- 6 部会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- 7 部会長は、部会の検討経過及び結果について、会長に報告するものとする。

8 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

#### **(実行委員会)**

第16条 協議会の事業を実施するために、運営委員会の承認を得て、実行委員会を設置することができる。2 実行委員会は、次の者を構成員とする。

(1) 各事業の趣旨に賛同する者

(2) その他、会長が認める者

3 実行委員会には、実行委員会を代表する者を置く。また実行委員会の代表を補佐する者や会計等を必要に応じて置くことができる。それらは実行委員会構成員の中から選出する。

#### **(会議の開催及び運営)**

第17条 総会及び運営委員会（以下、「会議」という）は、各会議の構成員の過半数の出席（委任状による出席を含む）がなければ、これを開くことができない。

2 会議は、原則として公開とする。

3 会議の開催及び議題については、事前に周知するよう努めるものとする。

4 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会議を代表する者の決するところによる。

### **第4章 会計及び監査**

#### **(会計)**

第18条 協議会の会計は、交付金、補助金、会費（区負担金）、その他収入をもってこれをあてる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

#### **(会計監査)**

第19条 監事は、監査結果を総会で報告し、承認を得た場合は、速やかにこれを公表する。

### **第5章 事務局**

#### **(事務局体制)**

第20条 柘植地域の分権・自治を推進し、協議会運営の事務を円滑に行うため、事務局を設置する。

2 事務局は、柘植地区市民センター内に置く。

3 事務局に事務局長と事務局次長、会計担当職員を置き、事務局職員を配置する。但し、事務局長は、書記がそれにあたるものとする。

#### **(事務局職員)**

第21条 事務局次長及び事務局職員は、協議会構成員の中から会長が指名し、運営委員会の承認を得るものとする。

2 事務局次長は、事務局長を補佐する。

### **第6章 雑則**

#### **(委任)**

第22条 協議会の業務に関する協議のため、部会長会議などの会議を必要に応じて開催することができる。

第23条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

### **附 則**

この規約は、平成16年2月16日から施行する。

この規約は、平成16年3月8日から施行する。

この規約は、平成17年4月1日から施行する。

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

この規約は、令和2年4月1日から施行する。